地域一体となって消防団をサポート

「自分たちのまちは自分たちで守る」という郷土愛護の精神に基づき活動している消防団――。近年、少子化や就業構造の変化により、その消防団員の確保が困難になってきています。市全体で消防団をサポートし、災害に強いまちづくりをめざすため、ご協力をお願いします。

地域の安心・安全のために消防団は頑張っています！

消防団サポート事業協力店を募集

消防団サポート事業は、消防団員や同居のご家族の方々に対し、協力店が独自の特典サービスを提供するものです。また、ご提供いただく特典サービスの内容についても、各店舗の皆さんが可能な範囲で自由に設定ができます。

地域の安心安全のため日夜頑張っている消防団のために、ぜひご協力をお願いします。

商工会を通じて事業所から事業への協力をつのる

韮崎市 → **商工会** → **サポート店**

●サポート店の登録
（サポート店表示証を配布）
●団員や市民への制度周知
（団員証配布、広報HP掲載）

●会員へ協力依頼
●制度の周知

【お店のメリット】
・集客の効果、商店活性化
・地域貢献、イメージアップ

【優遇サービスの例】
・料金の○%割引
・ポイント○倍
・ワンドリンクサービス 等

消防団員

【団員のメリット】
・優遇サービス
・団員勧誘への活用
・消防団の認知度の向上

団員証の提示 →

← 消防団員優遇サービスの提供

☆**申込方法**

「韮崎市消防団員サポート店登録申請書」に必要事項を記入し、韮崎市商工会指導課にお申し込みください。申請書は商工会、総務課窓口及び市ホームページより取得できます。

☆**第１次募集締切**　４月30日（木）（※ 締切日以降も随時で受付します）

■問い合わせ先

韮崎市商工会　☎ 22-2204
総務課防災交通担当（内線 339・399）

指定避難所に特設公衆電話を設置

NTT東日本―山梨様のご協力により、市内すべての指定避難所に特設公衆電話を設置しました。

特設公衆電話とは、大規模災害時に避難所に設置する臨時の公衆電話で、無料で利用できます。また、優先回線のため、一般の電話に比べつながりやすくなっています。

有事の際の通信手段として、ご活用ください。

※非常時の専用回線のため、普段は利用できません。ご利用に際しても発信のみとなっています。

■問い合わせ

総務課防災交通担当
（内線 339・399）

消防団協力事業所表示制度をご存知ですか？

消防団協力事業所表示制度は、消防団員を従業員として雇用し、災害発生時の出勤や日頃の訓練参加に便宜を図るなど、積極的に消防団活動へ協力する事業所を認定する制度です。

認定事業所には「消防団協力事業所表示証」が交付され、事業所の社会貢献として広く認められますので、登録を希望する場合は、総務課防災交通担当へお申込みください。

■申し込み・問い合わせ

総務課防災交通担当
（内線 339・399）